

江府町告示第 62 号

江府町定期予防接種実施要綱の改正をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 日

江府町長 白石 祐 治

令和 7 年 8 月 2 9 日

江府町告示第 6 2 号

江府町定期予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

江府町定期予防接種実施要綱（令和 6 年 9 月 1 日江府町告示第 5 4 号）の一部を以下のとおり改正する。

改正後	改正前
(接種料) 第 7 条 定期接種の料金は、鳥取県西部町村会と鳥取県西部医師会との契約等に基づき、協力医療機関と協議し定めるものとする。 2 B 類疾病に係る定期接種の被接種者は、前項に規定する料金のうち、次の各号に掲げる額を協力医療機関に支払うものとする。 (1) 政令第 3 条第 1 項の表に規定するインフルエンザ 1,000 円 (2) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) 3,000 円 (3) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する新型コロナウイルス感染症 4,000 円（ただし、住民税非課税世帯の者は 1,500 円） (4) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン） 3,000 円 (5) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する带状疱疹（乾燥組換え带状疱疹ワクチン） 5,000 円	(接種料) 第 7 条 定期接種の料金は、鳥取県西部町村会と鳥取県西部医師会との契約等に基づき、協力医療機関と協議し定めるものとする。 2 B 類疾病に係る定期接種の被接種者は、前項に規定する料金のうち、次の各号に掲げる額を協力医療機関に支払うものとする。 (1) 政令第 3 条第 1 項の表に規定するインフルエンザ 1,000 円 (2) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。) 3,000 円 (3) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する新型コロナウイルス感染症 2,000 円 (4) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン） 3,000 円 (5) 政令第 3 条第 1 項の表に規定する带状疱疹（乾燥組換え带状疱疹ワクチン） 5,000 円

附則

この要綱は令和 7 年 9 月 1 日から施行する。